

更生保護

って何だろう

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

裁判員制度が平成21年5月に始まりました。一部新聞報道によると、裁判員の方々が「判決後よく思い出すこと」として「被告人の更生について」を一番多く挙げています。

さて、みなさんは「**罪を犯した人の更生について**」「**立ち直りを支えることについて**」どのように思われますか。



裁判員裁判では、「保護観察付執行猶予」という判決が多く出されています。これは、法廷で被告人と向き合った裁判員の中に、「**被告人ひとりではなく、社会の中で様々な人と関わりながら指導や助言を受け反省し立ち直ってほしい**」という声があったからではないでしょうか。

犯罪や非行をした人のほとんどは、いずれは社会に帰ってきます。彼らが自らの過ちと真摯に向き合い再び犯罪に手を染めないよう、その立ち直りを支える制度が「**更生保護**」なのです。

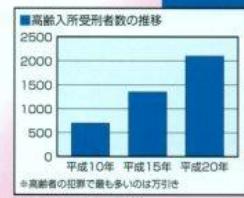
■執行猶予判決のうち保護観察が付けられる割合



地域にお住まいのみなさんにも、犯罪や非行をした人の立ち直りについて、
身近な問題としてとらえ、一緒になって考えていただきたいのです。

更生保護女性会(約190,000人)

更生保護施設へのサポート活動、子育て支援活動など、幅広い活動を展開し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りを支援するボランティア団体です。



刑務所

仮釈放

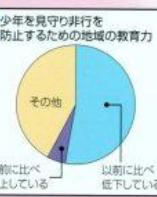
保護観察所

保護観察

犯罪や非行をした人が、地域の中で生活しながら、国家公務員である保護観察官や地域のボランティアである保護司の指導・助言を受け、立ち直りを図ろうとする制度です。保護観察の期間中に、保護観察官や保護司と定期的に面接を受け生活状況を報告したり、転居の際には保護観察所長の許可を得る等の約束を守る義務があります。

少年院

仮退院



BIG BROTHERS AND SISTERS MOVEMENT BBS会(約4,500人)

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるよう支援し、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティアです。



*保護観察中の少年に対する学習支援

更生保護施設(全国104施設)

犯罪や非行をした人のうち、帰る場所のない人たちに対して宿泊場所や食事の提供、生活の相談、就労の支援、社会生活に適応させるための指導等を行っています。

■更生保護施設退所後に求める支援

項目	該当人数
相談先の確保	169
安定した就労	134
技能・資格の取得	134
信用できる友人の確保	122
制度やサービスの手続き	119
家族調整	103

*東京社会福祉士会資料による

保護観察官

保護司(約50,000人)

保護観察中の人

立ち直りを支える地域のチカラ

更生保護の活動は、関係者だけではなく、

多くの方々のチカラが必要なのです。皆さんのご協力をお願いします。



その他地域の方々による協力

犯罪や非行をした人の立ち直りには、多くの方々にご協力いただいています。

例えば、「社会参加活動」は、保護観察中の人に福祉施設での介護、公園での清掃活動、畑での農業体験等に参加させ、社会性の発達を促すもので、福祉施設の職員さんや農家の方など、様々な方々に関わっていただいています。



*社会参加活動での農業体験

保護観察を受けていた人の声～保護司への手紙～

今だから先生へ

僕が先生と最後に会ってからもう十二年が経ちますね。十五で初めて会って、僕が十九で結婚するまでの四年間。あの当時のことを、今ゆっくり想い出しています。

保護司という立場の先生を当時不良少年の僕は、何回裏切り嘘をつき、平気な顔をしてきたか。そして最大の裏切り。

また、逮捕された。

保護観察中なのに、教え子が逮捕。そして少年院送致。

先生にしてみれば、ホント大変な教え子だったと思います。その僕がどうしても伝えたいことがあります。

今僕はまっすぐ生きてます。何度も辞めると言われた仕事は何とか続け、今小さい工務店を営んでいます。早い結婚でしたが、子供三人に恵まれ、苦労もありますが賑やかな家庭を持つことができました。今多くの人の支えの中、幸せに生きてています。

でも、先生は天国へ逝ってしまった。

先生に聞いて欲しかった。こんなにも頑張れたことを。褒められたかった、嘘だとわかっていても褒めてくれたように。見たかった、先生のあの喜ぶ顔を。

どんなことが起きても搖るがない、人を信じる心。それを裏切ったときの心の痛み、それこそが先生の一一番教えたかったことだと思います。そしてそれを受け継いでいくということが、少しでも恩返しになると思います。

先生へ　ずっと言えずじまいでしたが、

本当にありがとうございました。先生は僕の自慢の最高の恩師です。

※社団法人 白銀青年会議所 機関紙より

**誰か支える人がいれば、立ち直りへと歩み続けるチカラとなります。
皆さんのご協力をお願いします。**

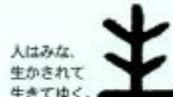
■更生保護についてのご質問、お問い合わせはこちらまで。

■法務省保護局(平成22年6月)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話 03-3580-4111

ホームページアドレス <http://www.moj.go.jp>



人はみな、

生かされて、

生きてゆく。

更生保護ネットワーク

<http://www.kouseihogo-net.jp/>

法務省では、犯罪や非行防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深めるため“社会を明るくする運動”を展開しています。皆さんも地域の行事に参加してみませんか。